

商店街買い物環境整備事業

1 趣 旨

商店街への来街促進や売上回復をはかるため、商店街等が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して支援する。

2 事業内容

補助対象事業	<p>商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。</p> <p>【例】</p> <p>①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など</p> <p>②防犯カメラ</p>
補助対象者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等
補助率	<p><①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修></p> <p>1 / 3 以内 (かつ市町村が補助する額の範囲内)</p> <p><②防犯カメラの新設及び改修></p> <p>1 / 2 以内 (かつ市町村が補助する額の 1.5 倍以内)</p> <p>※京都市の「商店街エネルギー環境整備事業」の補助を受ける場合については、現在検討中。</p>
補助限度額	<p>2,000千円 (下限: 200千円※)</p> <p>※京都市商店街エネルギー環境整備事業費の補助を受ける場合を除く</p>
備考	<p>○令和6年秋に実施しました「令和7年度新しい商店街づくり総合支援事業商店街にぎわい施設・設備整備事業」の希望調査を御提出いただいた団体を優先的に採択</p> <p>○事業内容について商店街創生センターによりヒアリングを実施 (交付申請前)</p> <p>○本事業は、市町村からの補助が条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助

3 事業期間

令和7年4月1日～令和8年2月10日までに完了 (相手方への支払いを含む) する事業